

堺 2 区先端緑地を利用される皆様へ

堺 2 区先端緑地（以下「緑地」という。）では、以下の行為を禁止します。

1. 緑地を損傷し、又は汚損すること。
2. 緑地の動植物を採取、捕獲すること。また危害を加えること。
3. 立入禁止区域に立ち入ること。
4. 土石の採取、土地の形質を変更すること。
5. 工作物を設置すること。
6. ペットの汚物やゴミを捨てること。
7. 火気の使用及び指定された場所以外で喫煙すること。
8. 駐車場以外の緑地へ許可なく車両等（バイク、自転車を含む）を乗り入れ、又は止め置くこと。
9. ドッグラン以外で犬やペットのリードを取り外すこと。
10. 海釣りテラス以外で魚釣りをすること。
11. はり紙、はり札もしくは立て札をし、または、広告を表示すること。
12. 露店、行商、その他これらに類する営業行為を行うこと。
13. 許可なく競技会、集会、展示会又はその他これらに類する催しのために独占して緑地の一部もしくは全部を使用すること。
14. 他の緑地利用者に危害を及ぼす恐れのある行為をすること。
 - ・ スケートボード、ローラースケート、キックボード等（決められた曜日、場所以外）
 - ・ ゴルフの練習、団体球技（野球、サッカー等）
15. 他の緑地利用者の快適性を損なう音響を発生させること。
16. 駐車場を車両の駐車以外の用途で使用するすること。
17. 風俗を乱すこと。
18. 前各号に掲げるものの他、緑地の管理上必要があると認めて大阪府知事が禁止する行為をすること。

緑地内に、以下の物を持ち込むことを禁止します。

1. 花火等の火気類
2. ゴルフクラブ、ゴルフボール、金属および木製のバット
3. エアガン、モデルガン、刀剣類（竹刀・木刀等含む）、弓矢、ブーメラン、パチンコ
4. ラジコン（飛行機、ヘリコプター、エンジン付きラジコン車）、ドローン
5. スポーツカイト
6. 前各号に掲げる物品の他、大阪府知事が危険物と認めた物品

※ 大阪府知事の許可がある場合は、この限りではありません。